

## 中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）、大熊町及び双葉町（以下「乙」という。）並びに環境省（以下「丙」という。）は、福島県内において生じた除去土壌等（除染等の措置に伴い生じた土壌及び廃棄物をいう。以下同じ。）の中間貯蔵施設（以下「中間貯蔵施設」という。）の周辺地域（大熊町及び双葉町の区域をいう。以下同じ。）の環境の保全その他の安全の確保等を目的として、次のとおり協定を締結する。

### （関係法令等の遵守）

第1条 丙は、中間貯蔵施設の建設及び管理運営並びに中間貯蔵施設への除去土壌等の収集及び運搬（以下「中間貯蔵施設の建設等」という。）に当たっては、関係法令及びこの協定を遵守し、除去土壌等の収集、運搬、保管又は処分による中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保のため、万全の措置を講ずるものとする。

### （事前説明）

第2条 丙は、中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保に係る中間貯蔵施設の建設等の計画その他の事業実施の方針について、事業を実施する前に甲及び乙にその内容を説明し、十分に理解を得るものとする。

### （安全確保の方策）

第3条 丙は、中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保のため、中間貯蔵施設に係る指針その他の安全の確保に係る方針を策定するものとする。

2 丙は、中間貯蔵施設の建設等を担当する事業者に対して、前項の安全の確保に係る方針を遵守させ、中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保に万全を期すよう、積極的に指導及び監督を行うものとする。

3 丙は、前項の事業者が指導及び監督に反して中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保に支障を生じさせたときは、全責任を持って適切な措置を講ずるものとする。

### （モニタリングの実施）

第4条 丙は、甲及び乙と協議の上、中間貯蔵施設に係る環境放射能等のモニタリングの計画を策定し、モニタリングを実施するものとする。

2 丙は、前項の規定に基づき実施した環境放射能等のモニタリング結果を速

やかに公表するものとする。

- 3 甲又は乙は、必要があると認めるときは、中間貯蔵施設に係る環境放射能等のモニタリングを実施し、その結果を公表することができる。

(防災対策)

第5条 丙は、大規模な自然災害を含む緊急事態に的確かつ迅速に対応することができるよう、防災体制の充実及び強化に努めるものとする。

- 2 丙は、教育・訓練等により、防災対策の実効性の維持に努めるものとする。
- 3 丙は、甲及び乙の地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(定期的な報告)

第6条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。

- (1) 中間貯蔵施設の建設の進捗状況
- (2) 中間貯蔵施設の管理運営の状況
- (3) 中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入状況
- (4) 中間貯蔵施設に係る環境放射能等のモニタリング結果
- (5) (1)～(4)のほか、中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保に関して必要な事項

(異常時における連絡)

第7条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項が発生したときは、直ちに連絡するものとする。

- (1) 環境放射能等のモニタリングにおいて、放射線量等の異常を検出したとき。
  - (2) 中間貯蔵施設の敷地内において、火災又は重大な故障が発生したとき。
  - (3) 中間貯蔵施設への除去土壌等の収集及び運搬に当たって中間貯蔵施設の周辺地域で事故(軽微なものを除く。)があったとき。
  - (4) 中間貯蔵施設の建設及び管理運営の際、除去土壌等又はこれによって汚染されたものが中間貯蔵施設の敷地外に漏えいしたとき。
  - (5) 中間貯蔵施設に関し人の障害(放射線以外の障害であって軽微なものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
  - (6) (1)～(5)のほか、中間貯蔵施設の敷地内で起きた事故であって中間貯蔵施設の周辺地域の住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定による連絡の方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

(立入調査)

第8条 甲又は乙は、次の各号に掲げる場合は、中間貯蔵施設の敷地内に立ち入り、調査を行うことができるものとする。

- (1) 中間貯蔵施設の周辺地域の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合
- (2) (1)の場合のほか、中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保の観点から、中間貯蔵施設の建設等の状況等について、特に立入調査が必要であると認められる場合

2 甲又は乙は、前項の規定に基づき立入調査を行うときは、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知するものとする。

3 丙は、前項の通知を受けたときは、立入調査を行う者の安全を確保するために必要な事項等を通知するとともに、当該者の立入調査に立ち会うものとする。

(状況確認)

第9条 甲又は乙は、前条第1項の規定に基づく立入調査とは別に、中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保に関する事項（第2条の説明事項に関することを含む。）について、状況確認を行うことができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定に基づき状況確認を行うときは、あらかじめ丙に対しその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

第10条 甲又は乙は、第7条の規定に基づく異常時における連絡、第8条第1項の規定に基づく立入調査又は前条第1項の規定に基づく状況確認の結果、中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めた場合は、丙に適切な措置を講ずることを求めることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定に基づく適切な措置の要求を受けて丙が対応するまでの間、中間貯蔵施設の建設又は中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入の停止を求めることができるものとする。

3 丙は、甲又は乙から前2項の規定に基づく措置を講ずることを求められたときは、速やかにこれに対応するものとする。

(立入調査等を行う者の選任)

第11条 甲又は乙は、第8条第1項の規定に基づく立入調査又は第9条第1項

の規定に基づく状況確認（以下「立入調査等」という。）を行う者を甲又は乙の職員の中からそれぞれ選任するものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の規定に基づき選任した職員が立入調査等を行う際、必要があると認めるときは、丙の同意の下に、甲又は乙の職員以外の者を同行させることができるものとする。
- 3 甲又は乙は、前2項の規定により選任し、又は同行させることとした職員等が立入調査等を行うときは、身分を示す証明書を携帯させるものとする。

#### （環境安全委員会）

第12条 中間貯蔵施設の建設等の状況等について報告を受け、監視を行い、中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関する事等について助言を行うことを目的として、甲、乙及び丙は、中間貯蔵施設環境安全委員会（以下「環境安全委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 環境安全委員会には、乙の住民及び学識経験者が参加するものとする。
- 3 前項のほか、環境安全委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

#### （情報の公開等）

第13条 丙は、中間貯蔵施設の建設等の状況等について、甲及び乙に説明し、また、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するとともに、積極的に情報を公開し、国民の理解の促進、風評被害の防止及び乙の住民との信頼関係の確保に努めるものとする。

- 2 丙は、乙の住民に対し中間貯蔵施設に係る広報を行う場合には、事前に甲及び乙に対し連絡するものとする。

#### （最終処分を完了するために必要な措置等）

第14条 丙は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）第3条第2項の規定に基づき、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項における中間貯蔵開始の日は、丙が除去土壌等を中間貯蔵施設に初めて搬入した日をいう。
- 3 丙は、第1項の措置の具体的内容及び開始時期を明記した工程表を作成し、その取組の進捗状況について毎年、甲及び乙に報告するものとし、甲及び乙は、必要に応じて丙に取組を促すことができるものとする。
- 4 丙は、福島県民その他の国民の理解の下に、除去土壌等の再生利用の推進

に努めるものとするが、再生利用先の確保が困難な場合は福島県外で最終処分を行うものとする。

- 5 甲、乙及び丙は、甲及び乙の意向を踏まえ中間貯蔵施設の敷地の跡地が地域の振興及び発展のために利用されるよう、協議を行うものとする。

(調査等への協力)

- 第15条 丙は、甲及び乙が実施する中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保のための調査及び施策に積極的に協力するものとする。

(損害の賠償)

- 第16条 丙は、中間貯蔵施設の設置又は管理運営に瑕疵があったために他人に損害を生じさせたときは、国家賠償法(昭和22年法律第125号)の例により、適切に対応するものとする。

(協定の改定)

- 第17条 甲、乙又は丙は、この協定に定める各事項につき改定すべき事由が生じたときは、その改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による改定を申し出るときは、甲、乙相互に十分に協議を行うものとする。

(その他)

- 第18条 甲、乙又は丙は、この協定の不履行その他のこの協定に反する事案が発生した場合、速やかに原因調査を行い、その結果及び改善・再発防止のために講じた措置について、相手方に報告するものとし、その相手方から必要な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに対応するものとする。

- 2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

この協定は、平成27年2月25日から実施する。

この協定締結の証として、協定書4通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ1通を保有するものとする。

平成 27 年 2 月 25 日

甲 福島県  
福島県知事 内堀 雅雄

乙 大熊町  
大熊町長 渡辺 利綱

双葉町  
双葉町長 伊澤 史朗

丙 環境省  
環境大臣 望月 義夫